

第2次町田市地域福祉計画素案の概要

市では、地域の人が互いにささえあい、自分らしく、暮らし続けていくことができるまちを目指して、第2次町田市地域福祉計画の策定作業を行ってまいりました。

計画の策定にあたり、より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考えています。本資料をご参考にされ、ご意見をお寄せください。

町田市地域福祉部福祉総務課

第2次町田市地域福祉計画素案の概要

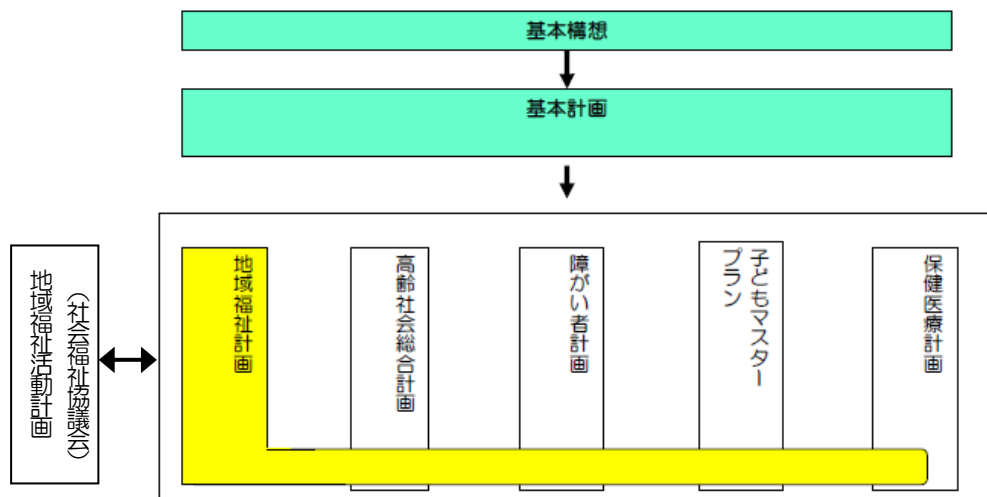
1 「第1章 計画策定にあたって」に盛り込む内容

(1) 地域福祉計画改定の主旨

- 第1次計画で実施したモデル事業を踏まえ、第2次計画では地区を主体とした実際の活動につながる計画とします。
- 地域福祉に対する行政の行動を、縦割り組織に基づく個別で多面的なアプローチから、地区との連携を強化した一元的なものへの転換を図ります。
- 実際の活動につながる計画とするために、地区ごとの現況の把握に努め、福祉サービスの需給のバランスを図りながら、地域データのデータベース化、地区計画の策定と内容を充実させていく仕組みを構築します。

(2) 計画の位置づけ

- 町田市では、第1次計画同様に、「町田市地域福祉計画」を「町田市基本構想・基本計画」に基づく地域福祉を推進するための基本的計画として位置付けます。
- さらに、別に定める「町田市保健医療計画」、「町田市高齢社会総合計画」、「町田市障がい者計画」「子どもマスタープラン」などの個別計画との連携・調整を図り、今後の施策の方向性などを明らかにする地域福祉の基本計画とします。
- また、町田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携していきます。



計画体系図

(3) 計画の構成

- 本計画は大きく、地域福祉計画の方向性を示す「全体計画」と、地区ごとの現状と課題および地域福祉の資源を整理した「地区における計画」で構成します。

- 全体計画は、町田市が取り組んでいく地域福祉に関する考え方を整理します。
- 地区における計画は、町内会・自治会を基礎として市内を12箇所の区域に分け、地区ごとに新たな地域福祉のあり方を検討し実現を図ります。

(4) 計画の期間

- 計画の期間は、2011年度から2015年度までの5年間とします。
- 地区計画については、進捗に合わせて毎年度内容を充実させていきます。

2 「第2章 計画の基本的な考え方」に盛り込む内容

(1) 基本理念

互いにささえあい、自分らしく、暮らし続けていくことができるまちを目指す
 ～「地域」のつながりをつくりなおす～

第1次計画と同じ基本理念を引き継ぎ、副題の地域のつながりの再構築を一層進めることで基本理念の実現を図ります。

(2) 計画策定の方向性

- 行政が主導する計画を脱し、地域福祉の担い手が計画の策定段階から参画し、活動に直結する計画とします。
- 全体計画は、統合的な方向性及び地区における計画の行政が行う支援体制を内容の中核とし、地区における計画は町内会・自治会を基本の単位として、地区ごとの具体的な活動のあり方を示す計画として策定します。

(3) 基本目標（町田市全体の目標）

- 基本理念を実現するための基本目標を設定します。
 - 基本目標1 互いにささえあうまちを目指す
 - 基本目標2 誰もがいきいきとくらするまちを目指す
 - 基本目標3 情報やサービスが誰にもいきわたるまちを目指す

(4) 地区の取り組み

- 地区における計画ではサービスの提供者を中心に据え、地区ごとの現状と課題、地域資源などの特性を踏まえて策定し、地区独自の内容とします。
- 地域独自に取り組んでいくべきことは、計画策定の過程や地域における実際の活動の中で明らかにしていきます。

3 「第3章 全体計画」に盛り込む内容

(1) 「全体計画」の位置づけ

- 第2次計画では、第1次計画の基本理念・目標・基本方針を概ね継承し、第1次の経験と蓄積を踏まえて、多様な課題の解決を目指します。
- 課題の解決に向けて多くの市民・福祉関係者の地域福祉活動への参加を促進させます。
- 市の横断的な課題を整理します。

(2) 全体計画策定における背景

- 町田市には、以前から地域の課題はそれぞれ抱えている地域自身で解決していこうと、数多くの市民がまちづくりを担ってきた伝統があります。
- 市民協働社会の実現に向け、市民、町内会・自治会、NPO、事業者、大学、行政などさまざまな主体間で情報を共有し、地区において新たな協働関係を構築し、地区の課題の解決にあたっています。

(3) 全体計画のあり方

- 全体計画は、計画の基本となる方向性を提示し、地区計画の推進を支援するために必要な市の施策を示します。
- 計画推進の進捗管理をするため、具体的な達成指標を設定し、計画の進捗状況进行评估します。

4 「第4章 地区における計画」に盛り込む内容

(1) 地区における計画の推進について

- 計画の推進のために、まずは12の地区にワークショップを設置すること、地域資源を把握することから始め、計画の期間内に全ての地区に活動内容及び活動目標を設定した「地区における計画」を策定することを目指します。

(2) 地域福祉の供給者

- 主たる地域福祉サービスの地域福祉の担い手（供給者）を類型化し整理します。

(3) 地区における現状、課題、資源（リソース）

- 地域福祉における12地区について、地区ごとの現状・課題・資源について整理します。

パブリックコメント手続き（意見公募）について

第2次町田市地域福祉計画素案の概要についてご意見を募集します。

○案の公表方法

- 広報まちだ1月11日号に概要を掲載します。
- 1月11日から町田市ホームページに詳細を掲載します。
- 下記窓口にて資料を配布します。

福祉総務課（市役所本庁舎2階）、市民相談室（市役所本庁舎1階）、市政情報やまびこ（市役所中町分庁舎1階）、市民協働推進課（町田市民フォーラム3階）、各市民センター、町田・南町田の各駅前連絡所、木曽山崎センター、玉川学園文化センター、各市立図書館、市民文学館
※業務時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。尚、市民センター、駅前連絡所、市立図書館、市民文学館の業務時間については、各施設または町田市コールセンター（042-724-5656）にご確認ください。

○募集期間 2011年1月11日(火) から2月4日(金)

○提出方法

- ①郵送の場合 専用封筒（料金受取人払郵便）を利用するか福祉総務課（〒194-8520 町田市中町1-20-23）へ
- ②ファクシミリの場合 FAX 042-724-1187
- ③電子メールの場合 mcity690@city.machida.tokyo.jp
- ④上記資料配布窓口への提出（上記※の業務時間内のみ提出できます。）

○注意事項

- ※書式は自由ですが、住所、氏名、電話番号、件名（第2次町田市地域福祉計画素案の概要）をご記入ください。
- ※電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ※ご意見への個別の回答は行いません。
- ※公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
- ※寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、町田市広報紙及びホームページ等で3月上旬に公表いたします。（公表する際は個人情報を除きます。）

○問い合わせ先

町田市地域福祉部福祉総務課 TEL 042-724-2133
FAX 042-724-1187